

事 務 連 絡
令和元年 11 月 29 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

令和元年台風第 19 号に係る服務の取扱いについて

令和元年台風第 19 号に係る対応につきましては、各市町村教育委員会において御尽力をいただいているところですが、服務の取扱いについて、県立学校人事課長より別添写しのとおり、令和元年 11 月 29 日付け事務連絡により県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱いとなりますよう御配慮をお願いいたします。

担当：人事・学事担当 和泉
電話：048-830-6939



事 務 連 絡
令和元年 11 月 29 日

各県立学校長 様

県立学校人事課長

令和元年台風第 19 号に係る服務の取扱いについて

各校におかれましては、台風第 19 号への対応について、御尽力いただき感謝申し上げます。

服務の取扱いにつきましては、下記のとおりとします。

記

1 教育職員

(1) 平 日

7 時間 45 分を超えて、勤務を命じた場合には、勤務時間の割振り変更（調整）を行うこと。

(2) 週休日

ア 週休日に、1 日の勤務を命じた場合は、週休日の振替を行うこと。

また、7 時間 45 分を超えて、勤務を命じた場合には、勤務時間の割振り変更（調整）を行うこと。

イ 週休日に、4 時間の勤務を命じた場合は、4 時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。

(3) 休 日

休日に、1 日又は 1 時間単位の勤務を命じた場合は、命じた時間に相当する時間の代休指定を行うこと。

2 事務職員等

(1) 平 日

7 時間 45 分を超えて、勤務を命じた場合には、時間外勤務の届出を行わせること。

(2) 週休日

ア 週休日に、1 日の勤務を命じた場合は、原則として週休日の振替を行うこと。

また、7 時間 45 分を超えて、勤務を命じた場合には、時間外勤務の届出を行わせること。

イ 週休日に、4 時間の勤務を命じた場合は、4 時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。

(3) 休 日

休日に、1 日又は 1 時間単位の勤務を命じた場合は、命じた時間に相当する時間の代休指定を行うこと。

担 当：県立学校人事課学事担当
電 話：048-830-6735